

## 介護支援センター石原 居宅介護支援事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 群馬中央医療生活協同組合が開設する介護支援センター石原（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に勉めるものとする。

- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービスなどが、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなうこと。
- 四 事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護事業者、介護保険、施設との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 介護支援センター石原
- 二 所在地 太田市石原町 927 番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 4名（常勤専従 3名、管理者と兼務 1名、）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日・12月30日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- 三 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業所等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場合は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 一 利用する課題分析票の種類は、全国社会福祉協議会方式・日本社会福祉士会方式 MDS-H C方式 日本介護福祉士方式全社協方式 又はTAI方式とする。
- 二 サービス担当者会議の開催場所は、事業所内の会議室、または自宅、施設内とする。
- 三 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の額とし当該指定居宅介護支援が法廷代理サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、太田市、邑楽町、大泉町とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 二 継続研修 年2回
- 三 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 四 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 五 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は法人と管理者の協議に基づき定めるものとする。

## 附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

一部改訂 令和 07 年 2 月 1 日